

## 公共交通利用促進措置による附置義務台数の緩和（条例第 9 条の 2 関連）

公共交通機関の利用の促進に資する措置を実施する建築主に対して、附置義務台数を引き下げる制度を条例に定めました。

この制度を利用する場合は、実施内容を示した計画書を届け出てください。

- ・中央駐車場整備地区に位置する建築物が対象です。
- ・次の表に掲げる公共交通利用促進措置のいずれか、またはそれに類する措置を実施し、かつ、公共交通利用促進措置の実施により自動車の渋滞等、交通状況の悪化が生じないこととします。

公共交通利用促進措置	緩和率
a. 従業員のマイカー通勤の規制	20 分の 1 ( 5%)
b. サイクルシェアリングの導入	20 分の 1 ( 5%)
c. 駅やバス停から建物までの分かりやすいマップの表示・冊子配布	20 分の 1 ( 5%)
d. 公共交通利用者への割引サービスや特典の付与	20 分の 1 ( 5%)
e. 建物内に公共交通の時刻表の表示・冊子配布	20 分の 1 ( 5%)
f. 鉄道駅への地下通路等の接続	10 分の 1 (10%)
g. 公共交通利用者への運賃の補助	10 分の 1 (10%)
h. カーシェアリングの導入	10 分の 1 (10%)
i. 公共交通利用者への商品配送サービス	10 分の 1 (10%)
j. 駅やバス停からの送迎バスの実施	10 分の 1 (10%)

- ・公共交通利用促進措置を複数実施する場合は、上限を 5 分の 1 (20%) として、それぞれの措置に応じた緩和率を加算することができます。
- ・その他、減少台数の根拠が明確に示される場合に限り、上限を定めず台数の緩和を認める規定を設けています。

## 手続きの流れ

- ① 都市局公共交通課に公共交通利用促進措置について事前相談  
↓
- ② 公共交通利用促進措置計画書を提出  
↓
- ③ 副本返却  
↓
- ④ 建築住宅局建築安全課に駐車施設設置届出書を提出（計画書の写しを添付）

お問い合わせ先 神戸市都市局計画部公共交通課

Tel.078-595-6717

参考様式（施行規則第7条の2関係）

公共交通機関の利用の促進に資する措置に関する計画書（新規・変更・廃止）

年 月 日

申請者（建築主）

郵便番号 .....

住所（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人その他の団体は、名称及び代表者の氏名）

..... 印

電話番号 ( ) - .....

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和42年条例第54号）第9条の2に関し、公共交通機関の利用の促進に資する措置に関する計画（新規・変更・廃止）を届け出ます。

建築物の名称等				
建築物の所在地 ※中央駐車場整備地区内であること				
公共交通利用促進措置	実施項目 (○を記入)	実施内容	緩和率	
		従業員のマイカー通勤の規制	5%	
		サイクルシェアリングの導入	5%	
		駅やバス停から建物までの分かりやすいマップの表示・冊子の配布	5%	
		公共交通利用者への割引サービスや特典の付与	5%	
		建物内に公共交通の時刻表の表示・冊子配布	5%	
		鉄道駅への地下通路等の接続	10%	
		公共交通利用者への運賃の補助	10%	
		カーシェアリングの導入	10%	
		公共交通利用者への商品配送サービス	10%	
		駅やバス停からの送迎バスの実施	10%	
		緩和率の合計（上限 20%）		
		上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要： )		%

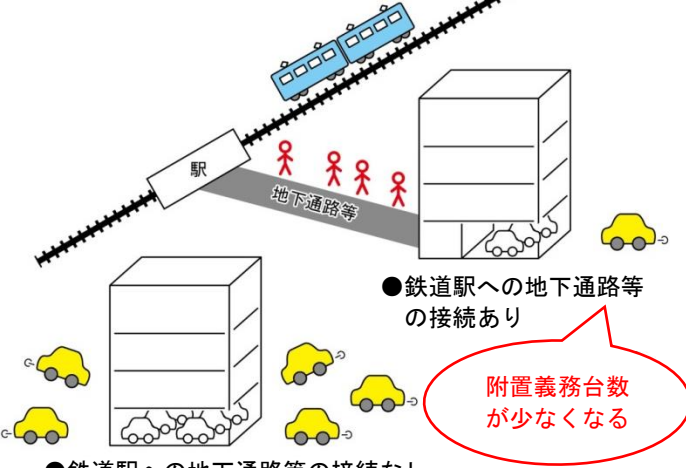
※実施内容を示す資料を添付し、市長の承認を受けること。

なお、上記以外の公共交通利用促進措置を実施する場合は、駐車需要の低減量の根拠を明確に示す資料を別途添付すること。

受付欄		特記欄	
-----	--	-----	--

参考：公共交通利用促進措置のイメージ

公共交通利用促進措置	概要・効果	例・イメージ等
<p>a. 従業員のマイカー通勤の規制 j. 駅やバス停からの送迎バスの実施</p>	<p>・事業所や商業施設の最寄り駅から送迎バスを運行（できれば複数の事業所の乗合送迎バスの運行）することで、自動車利用が軽減される。</p>	<p>●送迎バスあり</p> <p>●送迎バスなし</p> <p>附置義務台数が少なくなる</p>
<p>b. サイクルシェアリングの導入 h. カーシェアリングの導入</p>	<p>・ポート（自転車）やステーション（自動車）を駐車場内に設置し、自動車・自転車を複数の人で共有することで自動車利用台数（駐車施設の需要）が軽減される。</p>	<p>●サイクルシェアリング、カーシェアリングあり</p> <p>●サイクルシェアリング、カーシェアリングなし</p> <p>附置義務台数が少なくなる</p>

公共交通利用促進措置	概要・効果	例・イメージ等
c. 駅やバス停から建物までの分かりやすいマップの表示・冊子配布 e. 建物内に公共交通の時刻表の表示・冊子配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物客等に対して公共交通に関する情報提供（駅からのマップ等や時刻表）を行うことで公共交通の利用を促進させる。</li> </ul>	HPで徒歩ルート、駅方の所要時間等を掲載
d. 公共交通利用者への割引サービスや特典の付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車を利用するよりも、公共交通を利用した方がお得なサービス（飲食店等の割引クーポン等）を提供することで公共交通の利用を促進させる。</li> </ul>	交通エコポイント制度（公共交通を利用するとポイントがたまる）
f. 鉄道駅への地下通路等の接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物から鉄道駅に地下通路又は上空通路等で接続することにより、鉄道利用が便利になるため、公共交通の利が促進され、駐車施設の需要が低減される。</li> </ul>	 <p>●鉄道駅への地下通路等の接続あり</p> <p>●鉄道駅への地下通路等の接続なし</p> <p>附置義務台数が少なくなる</p>
g. 公共交通利用者への運賃の補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物側は公共交通の利用金額の一部を負担することにより、利用者の料金抵抗を低くし、公共交通の利用が促進され、駐車施設の需要が低減される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコショッピング（公共交通利用者への優待サービス）</li> </ul>
i. 公共交通利用者への商品配送サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車利用者は公共交通利用者比べて荷物を持ち運ぶことに抵抗を持っていることから、公共交通を利用した買物客を対象に購入金額などに応じた宅配サービスを実施することで、公共交通の利用を促進させる。</li> </ul>	-